

【総説論文】

教科目標論
—目標設定の枠組みの視点—

今関 豊一 (日本体育大学)

本稿は、日本体育大学大学院教育学研究科実践教科教育学専攻・博士前期課程にある教科基礎科目としての「教科目標論」に関わって、それぞれの教科における目標論の論文を基に、その概要を述べ、課題を検討したものである。

課題としては、(1)各教科の目標について、(2)各教科の目標の概説、(3)各教科の目標の示し方、(4)目標の設定の教科固有性、の4点について取り上げ、関連する論文を基に検討をした。これらは、教科教育学研究の中の「教科目標論」に関わる事項でもあり、目標の枠組み、示し方、という視点で、各教科間の目標設定で共通するところや特徴的な違いを見ることができた。

キーワード：教科目標，目標の示し方，目標設定の教科固有性

Title Subject goal theory
—Sub title Goal setting framework perspective—

Toyokazu IMAZEKI (Nippon Sport Science University)

This study is about "subject goal theory". It is a basic subject in the Master's program of the Department of Pedagogy, Graduate School of Education, Nippon Sport Science University. Based on the thesis of goal theory in each subject, the outline is described and the issues are examined. The tasks were (1) the goals of each subject, (2) an overview of the goals of each subject, (3) how to show the goals of each subject, and (4) the subject-specificity of goal setting. These were examined based on related papers. These are matters related to "subject goal theory" in subject pedagogy research. The results of the examination clarified the common points and characteristic differences in goal setting between "subject goal" from the viewpoint of the framework of goals and how to show them.

Key Words: subject goals, how to show goals, subject-specificity of goal setting

1. はじめに

本稿は、本号に寄稿された各教科（国語科，社会科，算数科，理科，体育科）における教科目標に関する論文をもとに，総括的に「教科目標論」を考察するものである。

ところで，マスコミ等で SDG's (Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標)¹⁾ に向けた取組が推奨されている。これは，「国連持続可能な開発サミット」において採択された国際開発目標である。2030年までに2030年までに持続可能な社会を目指す世界のマスタープランとされている（科学技術庁，2018）。この目標は，持続可能な社会を目指す方向目標として示されている。

教育の文献において，「教育目標」という言葉が最初に登場したのは，工場生産における「生産目標」という言葉が「教育目標」に置き換えられたものとされる（佐藤，2011）。生産の過程を組織し，効率化し，品質管理をするために用いられたものを教育に置き換えたものであろう。教育課程に位置付けられた各教科の目標をこれに当てはめると，教育の過程を組織することの質管理は，質の改善で，マネジメントと見ることができるよう。教科目標は，方向性を示すものであると考えられる。

教育課程における教授・学習において用いられる目標には，方向目標，達成目標（実現目標），向上目標（個人内），体験目標（触れ合い，感動，発見等々の体験を学習活動のねらいとする場合）（梶田，2015）とするものがある。教科目標の下位には，第1学年及び第2学年，第3学年及び第4学年，第5学年及び第6学年として学年の目標があり，さらに，授業場面に近づくにつれて，単元目標，本時の目標というように，取り上げる範囲と内容によって目標が設定される。

授業場面が設定される本時の目標をとらえると，「達成目標（実現目標）」ということになる。なぜなら，目標に準拠した評価で用いられる観点別学習状況の評価における評価の観点ごとの評価規準は学習の実現状況として設定され，本時の指導と評価に用いられるからである。目標に準拠した評価は，当該教科・科目の目標や内容に照らし，

その実現状況の評価する（文部科学省，2019）こととされている。評価規準は，学習の実現状況を質的に評価するもので，「達成目標（実現目標）」として導き出されるものである。

目標は，その示す枠組みが「教育」「教科」「単元」といったまとまりの場合は方向目標で包括的・抽象的に示され，教授・学習の授業場面において用いられる場合には達成目標（実現目標）に近づいて個別的・具体的に示されると考えられる。

本稿では，各教科目標論に関する論文に共通するものとして，(1)各教科の目標について，(2)各教科の目標の概説，(3)各教科の目標の示し方，(4)目標の設定の教科固有性，という点について検討する。

2. 各教科の目標について

2.1 教科目標について

教科目標は，教育課程に位置付けられた教科の目標である。その教科については，教育の目標に達するためには，多面的な内容をその性質によって分類し，それで幾つかのまとまりを作ったもの（文部省，1947）とされている。各教科は，教育の目標に達するための，内容の性質のまとまりで構成されるのである。また，教科については，制度上の定義がなされている訳ではないが，一般的に，(1)免許（中・高等学校においては，当該教科の免許）を有した専門の教師が，(2)教科書を用いて指導し，(3)数値等による評価を行う，ものと考えられている（中央教育審議会1，2018）。

これらのことから，「教科目標」とは，教育課程に位置付けられた各教科の内容の性質のまとまりを目標として示していると言える。各教科の目標論で「目標・内容」として論じられることがあるのは，教科の構成や成立が内容のまとまりとなっており，教科の内容について，その方向性や実現状況を示すものとして目標を論じようとすることによると考えられる。

各教科目標の設定は，一定の歴史的・社会的規定を受け（桜井，1981）ている。また，教育内容が，文化的も含む諸成果そのものではなく，（略）

目標設定の際に選択され、働きかけの場に具体化されたもの（桜井，1981年）とされる。ここでいう「文化的」には、「科学的」な成果も含まれていると解釈できよう。桜井の指摘する「諸成果そのものではなく」「働きかけの場に具体化されたもの」とは、「働きかけの場」としての児童生徒の発達段階が目標の設定の条件となることを示している。また、「文化的・科学的」な知見そのものではなく、児童生徒の発達段階によって目標の設定が成されると言えよう。学習指導要領上、教科目標が、小学校、中学校、高等学校という学校種、小学校の中でも各学年に設定されているのはこのためである。教科目標は、歴史的・社会的側面、文化的・科学的側面、児童生徒（学習者）の発達段階の側面を踏まえて構成されるのである。

各教科を構成する内容の性質のまとまりの選択は、教育の方向性・目標に照らして、歴史的・社会的側面、文化的・科学的側面、児童生徒（学習者）の発達段階側面の三つに即している。教科目標の設定は、教科内容の構成に働きかけ、教科内容の構成は教科目標の設定に働きかけるという双方向と三つの側面がある。

寄稿された各論文において、教科目標の拠り所や変遷をたどり、教科目標の経緯を概観しておくことは、今後の展望を見いだすことにもなるであろう。

2.2 教育の目標と教科目標について

教科目標は、教育の目標に定められたことからによって構成された教科に設定されている。その教育の目標（学校教育法第二十一条）からは、「教科」の内容の性質のまとまりをうかがうことができる。教科の名称につながると考えられる部分にアンダーラインを付すと次のようになる。

（学校教育法第二十一条）

義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び共同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三 我が国の郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

これを見ると、「社会」、「国語」、「音楽」、は、小学校の各教科名称そのものとなっている。名称が表記されていない教科でも、「数量的な関係」は「算数」、「生命及び自然」「自然現象」「科学」は「理科」、「健康、安全」「運動」「体力」は「体育」というように、教科名称を設定する内容の性質の

まとまりが示されている。

教科目標は、「教育の目標」として規定された内容の性質のまとまり（以下、「教科内容」と称す）を踏まえて設定されている。

3. 各教科の目標の概説

本特集に寄稿された各教科の論文の概説を示す。各論文では、教科目標は、制度上、規定されたものとして、また設定する時点における歴史的・社会的側面、文化的・科学的な側面、児童生徒（学習者）の発達段階の側面の何れか取り上げて論じている。

教科目標には、教科内容としての概念²⁾を総括する名称、項目名が用いられている。これによって、目標を見ることで、どの教科なのかを識別できる。それぞれの教科について目標論の概要を次に示す。

3.1 国語科

奥泉論文は、教科成立が1900年の小学校令、施行規則において成立し、規定されたことをおさえている。教科内容として示されたものから目標論として見えてくるものは、一つは言語や文字・文章の「理解や表現のための知識や技能」といった国語の能力に関わる側面、もう一つは、それによって「智徳」を「啓発」するという態度や精神に関わる側面をあげ、目標として据えたとしている。そして、1947年（昭和22年）以降の学習指導要領改訂にともなう国語科の目標を言語能力の変遷でとらえている。その流れには、言語を「用具」から人間形成の契機としての「機能」へ、「技能的言語能力」から「人格もふくんだ総合的能力観」へというものをあげている。

3.2 算数科

島田論文は、算数科の目標について、社会状況、算数科の目標と資質・能力、学習指導過程、算数教育の目的論との関係で検討している。そして、算数科の目標が、目的としての①「人間形成的目的（陶冶的目的）」、②「実目的」、③「文化的目的」のうち、①「人間形成的目的（陶冶的目的）」を中心としていること、3つの目的が調和しながら

人間形成をしようとすることは、算数科の目標と一体的であることを示している。

3.3 理科

稲田論文は、学習指導要領に示された理科の目標の形式上の特徴と変化、目標に共通する内容、目標に示された内容の変化、理科教育の面からの目的・目標論、その妥当性、教育を受ける子ども側からの検討を行っている。そして、小学校学習指導要領の理科の目標も大きな変化は見られず、目的・目標と内容との整合性については、いまだに不明瞭なままであることを指摘している。

3.4 体育科

今関論文は、1958年（昭和33年）以降の学習指導要領に示された体育科の目標に示されたものから、学習内容や能力がどのように示されてきたのかを明らかにしている。そして、目標はその構成、総括的と具体的、文脈で読み取ることができると、目標は知識と能力で示すことができること、資質・能力目標の示し方を提示している。

4. 各教科の目標の示し方

4.1 教科目標の示し方

現行の学習指導要領になるまでの八次にわたる試案・改訂において、改訂年次の目標表記は、どの教科も同じ構成で示されている。それは、「一文」、「項目文」、「前文＋項目文」の三つである。

第一次の試案・改訂版の昭和22年・26年（1947年・1951年）は、「前文＋項目文」となっている。草創期の試案・改訂版学習指導要領は、目標の項に内容も含めて編纂されていた。示し方は教科共通というわけではなく、「一般目標」、「学年の目標」、「具体的目標」といったものになっている。

第二次の昭和33年（1958年）は、「項目文」のみとなっている。

第三次の昭和43年（1963年）と第八次の平成29年（2017年）は、「前文＋項目文」となっている。第八次は、文の構成は第三次と同じだが、示された中味が大きく異なっている。その中味の検討は「4.2.1『前文』について」と「4.2.2『項目文』について」、「4.3 教科ごとの目標」で行う。

第四次の昭和 52 年（1977 年）から第七次の平成 20 年（2008 年）は「一文」となっている。この 4 回の改訂は、「一文」の中味が、当該教科の教科内容を「名称」とし、育てる「能力」を組み合わせで示されている。また、「方法・活動」として、「理科」は昭和 43 年（1963 年）からの「観察、実験など」を継続して示し、「算数科」は平成 10 年（1998 年）に「活動の楽しさ」、平成 20 年（2008 年）に「算数的活動」を示してきた。

4.2 内容，方法・活動，能力で示されている

ここでは、現行の平成 29 年（2017 年）版学習指導要領をもとに見ていくことにする。

教科目標の中味は、どの教科なのかを識別できる教科内容としての「名称」、「項目名」が用いられている。また、教科内容を身に付けるための「方法・活動」、身に付ける（もしくは「目指す」）「資質・能力」にかかるものとなっている。

以下に、「前文」「項目文」「各教科」の目標について検討するが、区分の手続き、検討は、筆者が行っているにすぎないことに留意されたい。

4.2.1 「前文」について

各教科の「前文」は、資質・能力を「育成することを目指す」として、前文に続く 3 項目を宣言する形で示されている。今次改訂の目標の構成は、「前文+項目文」とし、資質・能力³⁾の育成に向けた方向性を示しているところに特徴がある。

「前文」は、「教科内容」、「方法・活動」、「能力」（以下、区分名の場合は「能力」と称す）となっている。それぞれは、教科固有性を示す名称で「教科内容」が、資質・能力の育成を目的に置いた手段として「方法・活動」が、「身に付けている」ものとして「能力」や「技能」が示されている。

前半に「・・・働かせ、・・・を通して」とし、後半に「・・・資質・能力を次のとおり育成することを目指す」としている。「目指す」ということから、方向目標ということになる。

各教科の部分を [(教科内容)] [(方法・活動)] とし、目標記述の部分をアンダーラインで示すと次のようになる。

[(教科内容)] の (な) 見方・考え方を働かせ、[(方法・活動)] を通して、[(教科内容)] 資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

ここでは、前半の「教科内容」から「通して」で区切り、後半の「目指す」に分けて読み取ることとする。

前半の出だしは、「教科内容」の名称を示し「働かせ」としている。これは、「学習者」が「教科内容」に対して、「何か」を動かして、用いて、としている。対象となる「何か」は「見方・考え方」である。「見方」は、「見て考えること」「見解」であり、的確に見るための判断や考え方である。「考え方」は、「考える方法」「思考の筋道」、「考える方向」「思考の傾向」である。

『(教科内容)の能力を』、『(教科内容)からの的確に見て判断し、筋道を立てて考えることを手段として』、育成することを目指す」と読むことができる。注意しなければならないのは、筋道を立てて考えるときの手続きや方法は教科共通のものがあるにしても、また、的確に見て判断、筋道を立てて考えることが手段であっても、「教科内容」が抜け落ちてはならないことである。

例えば国語科は、その解説で『言葉による見方・考え方を働かせることも必要』（国語編，2017）としている。解説の「による」は、「言葉」が原因とも読めるし、関係（因果）があるとも読める。教科目標では、「言葉」が国語科の教科内容を指す名称として用いられ、その「見方・考え方」を「働かせ」としている。続く、育成を目指す「能力」は「国語」「で」というように教科名が用いられている。

出だしの「教科内容」に相当する名称は、社会科が「社会的」、算数科が「数学的」、理科が「理科」、体育科が「体育や保健」というように用いている。どの教科も、「働かせ」で示していることがらは、続いて示す「方法・活動」の前提として示されている。

前半の区切りとして「を通して」が用いられ、後半の「能力」のための手段として前半の [(方法・

活動] が位置付けられている。「通して」以降の後半は、[(教科内容)]と資質・能力につながる「能力」を示している。末尾は、「次のとおり」と指して項目文につないでいる。

4.2.2 「項目文」について

項目文は 3 つあり、各教科で育成する「能力」ごとに「教科内容」「方法・活動」となっている。

項目文の構成は、各教科共通に、資質・能力の枠組みで、(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性」に対応している。これは、いわゆる学力規定（学校教育法第三十条二項）の「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力その他の能力」、「主体的に学習に取り組む態度」（以下、「態度」と表記する）との整合性を取ったものであろう。

3 つの項目について、各教科の部分を「教科内容（知識）」、「方法・活動」とし、資質・能力の部分の「技能」、「能力（理解する、思考・判断する、表現する）」、「態度」をアンダーラインで示すと次のようになる。

- (1) [(教科内容) 知識] について (または「を」) [理解する] とともに、[(方法・活動) 技能] を身に付けるようにする (国語科は、使うことができるようにする)。
- (2) [(思考・判断)] たことを (または、・・・する力)、[(表現)] 力を養う。
- (3) [(態度)] とともに、[(態度)] を養い、[(態度)] を養う。

(1) は、「知識」として「教科内容」の名称や項目名が用いられ、「について」でこれを対象とし、「理解する⁴⁾」「能力」としている。これを「とともに」でつなぎ、「方法・活動」にかかる「技能」「能力」「を」「身に付けるようにする (国語科は、使うことができるようにする)」と示している。

「知識」には、「について」または「を」を付けて対象とし、「能力」の「理解する」につないでいる。「技能」は「とともに」でつなぎ、「知識」と並列にして、「教科内容」の「知識を理解するとともに技能を身に付ける」としている。

(2) は、「能力」として「思考・判断する」「表

現する」が用いられている。これは、「思考・判断したことを、表現する」ことを踏まえてのもので「思考・判断、表現」（以下、「思考・判断、表現」と称す）と読むことができる。文末は「養う」としている。

(3) の「学びに向かう力、人間性」は、広汎な概念であり、「態度」としている。「態度」には、知識に関わるもの、「思考・判断、表現」に関わるもの、これに含まれない善悪や価値、行動に関わるものが含まれる。文末は「養う」としている。「養う」とは「育てる」、「成長させる」意味があり、「(2)」と「(3)」は方向目標として示していると考えられる。

なお、「態度」については、全ての教科で教科目標に示しているが、内容は示していない。「体育科」は「態度」を内容として位置付けており、これについては別の機会に検討したい。

4.3 教科ごとの目標

本特集の各教科について、教科目標を「4.2.1『前文』について」、「4.2.2『項目文』について」と同様に検討する。

平成 29 年 (2017 年) 版学習指導要領の目標は、項目の示し方まで含めて各教科共通で構成されている。資質・能力の育成を目指すものとして、「方法・活動」が特に強調して示されている。「方法・活動」の示し方は、「教科内容」と合わせて、当該教科・領域の学習内容を身に付けた「能力」として示されている。

「教科内容」「方法・活動」「能力」で読み分ける手続きとして、[教科内容]に関するものは「_____」、[方法・活動]に関するものは「_____」、[能力]に関するものは「_____」というようにアンダーラインで示すと次のようになる。「態度」については、参考までに項目文のみを示す。

4.3.1 国語

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する。資質・能力を次のとおり育成することを目指す

す。

- (1) 日常生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。
- (2) 日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。
- (3) 言葉がもつよさを認識するとともに、言語感覚を養い、国語の大切さを自覚し、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。

国語科は、「教科内容」として「言葉」「国語」「その(国語の)特質」を用いている。「方法・活動」は「言語活動」としている。「言語活動」は、「を通して」としていることから、「国語で正確に理解し適切に表現する」のための手段となっている。「能力」は、「理解する」「使う」「伝え合う」「思考力」「想像力」としている。

4.3.2 社会

社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 地域や我が国の国土の地理的環境、現代社会の仕組みや働き、地域や我が国の歴史や伝統と文化を通して社会生活について理解するとともに、様々な資料や調査活動を通して情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考えたり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したりする力、考えたことや選択・判断したことを適切に表現する力を養う。
- (3) 社会的事象について、よりよい社会を考え主体的に問題解決しようとする態度を養うとともに、多角的な思考や理解を通して、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚、我が国の国土と歴史に対する

愛情、我が国の将来を担う国民としての自覚、世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚などを養う。

社会科は、「教科内容」として「社会」「公民」、「地域や我が国の国土の地理的環境」「現代社会の仕組みや働き」「地域や我が国の歴史や伝統と文化」「社会生活」「社会的事象の特色や相互の関連」「意味」を用いている。「方法・活動」は「課題を追究したり解決したりする活動」「様々な資料や調査活動」としている。「能力」は、「理解する」「調べまとめる技能」、「多角的に考える」「把握する」「選択・判断する」「表現する」としている。

4.3.3 算数

数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1)数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などを理解するとともに、日常の事象を数理的に処理する技能を身に付けるようにする。
- (2)日常の事象を数理的に捉え見通しをもち筋道を立てて考察する力、基礎的・基本的な数量や図形の性質などを見だし統合的・発展的に考察する力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表したり目的に応じて柔軟に表したりする力を養う。
- (3)数学的活動の楽しさや数学のよさに気付き、学習を振り返ってよりよく問題解決しようとする態度、算数で学んだことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。

算数科は、「教科内容」として「数学」「数量や図形」、「概念や性質」「数理」「数量や図形の性質」を用いている。「方法・活動」は「数学的活動」としている。ここの、「日常の事象を数理的に処理する」は、「方法・活動」を示すのに「教科内容」を入れて、「技能」としての「能力」を示している例である。「処理する」手続きに「数理的」を含めている。「数理」は数学の「教科内容」とするならば、「方法・活動」は「処理する」のみとなる。

「能力」は、「理解する」「処理する技能」、「捉

える」「見通しをもち筋道を立てて考察する力」「見いだす」「統合的・発展的に考察する力」「数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表したり目的に応じて柔軟に表したりする力」としている。

4.3.4 理科

自然に親しみ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 自然の事物・現象についての理解を図り、観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 観察、実験などを行い、問題解決の力を養う。
- (3) 自然を愛する心情や主体的に問題解決しようとする態度を養う。

理科は、教科内容として「自然」「理科」、「自然の事物・現象」を用いている。「方法・活動」は「見通しをもって観察、実験を行うこと」「科学的に解決する」「観察、実験など」としている。「能力」は、「理解する」「技能」、「問題解決の力」としている。

4.3.5 体育

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 運動に親しむとともに健康の保持増進と体

力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。

体育科は、「教科内容」として「体育や保健」、「その（体育や保健の）特性」、「運動の行い方」「身近な生活における健康・安全」「運動や健康」を用いている。「方法・活動」は「その（課題の）解決に向けた学習過程」としている。「能力」は、「理解する」「動きや技能」、「見付ける」「思考し判断する」「他者に伝える力」としている。

「方法・活動」「能力」を目標で示すときに、出だして「教科内容」を示しているのは、どの教科も同様である。「方法・活動」「能力」は、「教科内容」との組合せで示すことで、どの教科なのかを識別できるからである。

5. 目標の設定の教科固有性

教科目標は、当該教科の固有性を示すものである。それは、「教科内容」で識別することができる。

「方法・活動」、「技能」、「能力」は、それだけでは教科を特定するものとはならない。

5.1. 目標で見分けることのできる教科

各教科の目標を見分けることができるのは、「教科内容」に教科固有の内容を代表する名称が用いられているからである。目標の中に教科名が直接に用いられなかったとしても、教科名とつながる内容を構成しているものや項目名が用いられることによって教科を識別することができる。教科目標には、教科固有性のある「教科内容」が用いられているのである。

「方法・活動」は、当該教科の学習方法と学習活動であり、教科内容を学習するための手段として用いられる。学習方法と学習活動のみで教科を識別したり、領域等を絞り込んだりすることはできない。「方法・活動」は、どの教科でも採用され、利用されることがあり得るからである。教科目標は、「教科内容」を示し、それを教授・学習するための「方法・活動」と「能力」を組み合わせで示されているのである。

例えば、算数科は（「4.3.3 算数」で例にあげた

が)、「日常の事象を数理的に処理する」「技能」としていることである。算数科は、平成20年(2008年)目標で「基礎的・基本的な知識及び技能」としてきたことから大きく変更した。「技能」を身に付けるための方法、手続きとして、「日常の事象を数理的に処理する」としている。「数理」が示されず、他の「教科内容」が入っても、十分にその教科の「技能」であることが読めるものとなる。例えば、「日常の事象を(理科)的に処理する」「技能」が存在しないかという、否定はできないであろう。

算数科の「技能」は、教科を限定するために「数理」という「教科内容」を置いていると考えられる。「技能」について、理科は「観察、実験などに関する基本的な技能」、体育科は、「基本的な動きや技能」としている。また、国語科のみが「使うことができる」とし、その他の教科は、「技能を身に付けるようにする」としている。「技能」の身に付け方は、「○○を」「○○について」の「○○」に学習対象となる「教科内容」をあげている。

「能力」については、内容を代表する名称の「知識」に対応させて「理解する」が全ての教科に示されている。また、資質・能力の育成に向けて、「技能」や「能力」を身に付けるための教科特有の手続きが示されている。それは、いわゆる問題解決の過程を、「思考力(国語科)」「多角的に考える(社会科)」「筋道を立てて考察する力(算数科)」「問題解決の力(理科)」「見付け、その解決に向けて思考し判断する(体育科)」といったもので示している。これらは、学習過程の強調であると考えられ、学習の調整⁵⁾を「方法・活動」として取り入れるものであろう。

資質・能力の育成に向けた教科目標は、「方法・活動」に踏み込んだものと考えられる。昭和33年(1958年)以降、教育課程の基準(学校教育法施行規則第五十二条)としての学習指導要領において、「目標」「内容」「内容の取扱い」としてきた構成の「内容」に、「方法・活動」を位置付けた教科目標としているところに特徴の一つがある。

5.2. 教科固有性を示す目標設定・記述をどうす

るか

教科固有性を示す目標設定は、「教科内容」と「方法・活動」「能力」の組合せとなっている。単元目標、本時目標などにおいても同様に設定されることとなろう。

資質・能力の育成を目指す教科目標に基づく当該教科の学年目標、単元目標、本時目標などの作成をする場合、授業を基準にすると抽象度の高い「概念的・包括的」な教科目標と「具体的・個別的」な本時目標との間を相互に往復しながら検討をすることが求められよう。本時目標は、学習者の姿との間を相互に往復して設定することは言うまでもない。その際、「教科内容」としての「知識」を外さないで、むしろ明確に記述して目標設定・記述をすることである。教科固有性を示す学習対象となる「知識」を明確にして、思考力、判断力、表現力等の力を養うこと、そのための課題解決的な学習という過程では、教科内容の「何を」学ぶのかという教科固有性のある「知識」を明確にしておかなければならない。

教科は、実際は、ほかの教科等と重なり合う部分がある。この重なり合いは、指導方法(学習方法)、学習活動、教材となるものであろう。そこでは、教科内容の異なりを踏まえて、当該教科・領域等で目指す資質・能力の育成に向けた目標設定をしていくことが求められよう。

7. まとめと今後の課題

教科目標の検討の結果、次のことが明らかになった。

(1) 各教科の目標は、教育の方向性・目標に照らして、歴史的・社会的側面、文化的・科学的側面、児童生徒(学習者)の発達段階側面、この三つに即して設定されること。

(2) 各教科の目標を概観すると、三つの側面を取り上げながら教科内容としての概念をもとに示されていること。

(3) これまでの各教科目標の示し方は、「一文」、「項目文」、「前文+項目文」の三つであり、現行は「前文+項目文」の構成であること。

(4) 目標の設定の教科固有性は、「知識及び技能」、

「思考・判断，表現」，「態度」という枠組みで，「教科内容」の学習対象となる「知識」を用いて示していること。

今回の検討をもとに，今後は，資質・能力の育成に向けて，教科の内容を踏まえた到達目標の設定，それに基づく授業開発・検証に取り組みたい。今回の検討が実践者の参考になれば幸いである。

本稿執筆にあたり，各教科目標論を寄稿していただいた執筆者の皆さま，並びに自主研修会等でアイデアを共有して，授業実践，振り返りのコメントを寄せてくださった皆さまに深甚なる感謝を申し上げます。

注

- 1) 2015年9月，ニューヨークの国連本部で開かれた「国連持続可能な開発サミット」において，2030年までの新しい国際開発目標として，「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（「2030アジェンダ」）が全加盟国の賛同を得て，正式に採択された。このアジェンダに含まれる17の持続可能な開発目標（SDGs）は，「誰一人取り残さない」をスローガンに，あらゆる形態の貧困に終止符を打ち，不平等と闘い，気候変動に対処しながら，2030年までに持続可能な社会を目指す世界のマスタープランである。途上国・先進国の双方を牽引する世界の共通言語であり，2015年9月に国連総会で全加盟国の賛同を得て採択され，2016年1月1日から実施がスタートした。（環境省，2021）
- 2) 「概念」については，教育課程の改善にかかる答申（中央教育審議会2，2016）で，各教科で内容の説明に用いられている。国語科については中学校の第2学年に「抽象的な概念を表す語句の量を増し」（文部科学省1，2017）と示されている。
- 3) 「資質・能力」については，「資質」の意味に「生まれつきの性質や才能」という意味があることから，それを教育で学習することは可能なのかという議論があり，次のように整理されて用い

られている。

『資質』とは，『能力や態度，性質などを総称するものであり，教育は，先天的な資質を更に向上させることと，一定の資質を後天的に身につけさせるという両方の観点をもつものである』（注）田中壮一郎監修『逐条解説改正教育基本法』第一法規株式会社，2007年，p.33参照」とするものを参考に，「行政用語として便宜上『資質・能力』として一体的に捉えた上で，これからの時代を生きる個人に求められる資質・能力の全体像やその構造の大枠を明らかにすることを目指すこととした（育成すべき資質・能力を踏まえた教育目標・内容と評価の在り方に関する検討会—論点整理—，文部科学省専門家会議，平成26年3月31日，P3）。」

「資質・能力」は，生まれつきの性質や才能も含めて，「全体像やその構造の大枠」を行政用語として捉えて用いられている。

- 4) 「理解する」は，「テキスト（情報）を理解するための力が『認識から思考へ』の過程」（中央教育審議会3，2016）というように，「理解は認識」，「その先の思考」というように，資質・能力育成の前段として位置付けた議論となっている。しかし，本論の整理では，「理解する」ことが「能力」としてこれまで取り扱われてきたことから，「思考・判断」と混在しないように注意を払いながら「能力」に含めて表記している。
 - 5) 学習の調整とは，①知識及び技能を獲得したり，思考力，判断力，表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとする側面と，②（①の）粘り強い取組を行う中で，自らの学習を調整しようとする側面，という二つの側面があげられている。
- 各教科等における知識及び技能の習得や，思考力，判断力，表現力等の育成に結び付いていない場合には，それらの資質・能力の育成に向けて児童生徒が適切に学習を調整することができるよう，その実態に応じて教師が学習の進め方を適切に指導するなどの対応が求められるとしている。（中央教育審議会4，2019年）

引用・参考文献

中央教育審議会 1 (2008)「幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について (答申)」平成 20 年 1 月 17 日, p59.

中央教育審議会 2 (2016)「幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について (答申)」平成 28 年 12 月 21 日, pp108-242.

中央教育審議会 3, (前掲 2), p36.

中央教育審議会 4 (2019)「児童生徒の学習評価の在り方について (報告)」平成 31 年 1 月 21 日, p11.

梶田叡一 (2015)「教育評価第 2 版補訂 2 版」有斐閣双書, pp80-81.

環境省 (2021)「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ/SDGs」<http://www.env.go.jp/earth/sdgs/index.html>, 2021 年 3 月 29 日閲

覧)

佐藤学 (2011)『教育方法学』第 21 刷, 岩波書店, p21.

桜井 均 (1981),「第 2 章 教育課程, 教育方法」, 井坂行男編, 共同出版株式会社, pp42-45.

文部省 (1947)「学習指導要領一般編 (試案)」日本書籍, 昭和二十二年度, p11.

文部科学省 1 (2017)「中学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説国語」, p18.

文部科学省 2 (2017)「小学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説国語」, p7.

文部科学省 (2019)「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について (通知)」平成 31 年 3 月 29 日, http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1383986.htm, (2019 年 4 月 10 日閲覧)